

議案第21号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
人事課	職員の給与から控除できる項目として、三田市民病院院内保育施設の開設に伴い、当該施設を利用する職員が支払うべき保育料を追加する等に当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。
<p>【改正趣旨】 三田市民病院内に院内保育施設を開設するに当たり、当該施設を利用する職員にかかる使用料を給与から控除する必要が生じたため所要の改正措置を講ずるもの。 あわせて現行条文と現状に齟齬が生じている部分について修正するもの。</p> <p>【関係法令】 地方公務員法第25条第2項（給与に関する条例及び給料額の決定）</p> <p>【改正内容】 ●給与から控除する項目の追加及び改正（第26条関係）</p> <p>① 三田市民病院院内保育施設設置運営規程（平成23年三田市民病院事業管理規定第1号）別表に掲げる使用料（第8号）→【追加】</p> <p>② 団体扱いに係る各種保険料（第3号）→【文言改正】生命保険料、簡易保険料、火災保険料、損害保険料と限定列挙しているため、条例変更等の事務を勘案し各種保険料と変更する。</p> <p>③ 給与支払の際生じる1,000円未満の端数金に係る端数貯金を削除（第4号）→【削除】給与支払の際生じる1,000円未満の端数金については現在取り扱いをしていないため、削除するもの。</p> <p>④ 兵庫県労働金庫の名称変更に伴う改定（第5号）→【文言改正】兵庫県労働金庫は平成10年に近畿労働金庫に名称変更があったが、その当時改正を行っていなかったもの。</p> <p>⑤ 前各号に掲げるもののほか、職員が自らの給与から差し引くことを希望してその申出をしたもので、任命権者又はその委任を受けた者が認めたもの（第9号）→【追加】クラブ費等については従来から職員互助会が行う福利厚生事業の一環として給与から控除してきたが、職員互助会の見直しの中で元気回復事業として公費による事業として位置づけることにした。よって、第1号に定める職員互助会が行う福利厚生事業に該当しないため、項目の追加をするもの。</p> <p>【施行期日】 平成23年4月1日</p> <p>【議案年度】 平成23年度議案：本会議5日目議決</p>	